



【確定給付企業年金】

支払終了企業年金の終了手続に係る改正に関する パブリックコメント手続き開始

先般の財政運営基準等の見直しに関する省令・通知改正により、支払終了企業年金(※1)の制度終了後の残余財産の取扱が規約記載事項とされました。< [2/1 付 PENSION NEWS](#)、[2/3 付 PENSION NEWS](#) 参照 >

今般、厚生労働省から、この支払終了企業年金の終了手続を明確化する措置を含む省令・通知改正案の概要が示され、3月22日までの間、[意見募集](#)が行われておりますのでご連絡いたします。

≪改正案概要≫

○ 支払終了報告書の提出

支払終了企業年金となる場合又は支払終了企業年金となった場合に、当該企業年金の承認の取消を行うため、当該企業年金の事業主は支払終了報告書を提出することとする。

【確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)関係】

なお、この改正案概要には、上記のほか、受託保証型確定給付企業年金(※2)の終了手続を簡素化する措置が盛り込まれております。

(※1) 全ての受給権者等に対して年金又は一時金の支給を完了し、また、加入者が存在しない、かつ新規に加入者が生じない確定給付企業年金

(※2) 年金資産が将来の給付のために積み立ておくべき額(債務)を下回らず、積立不足が生じない形態で運用されている閉鎖型確定給付企業年金

以上